

市第3号議案

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部改正

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年5月23日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

（横浜市認定こども園の要件を定める条例の一部改正）

第2条 横浜市認定こども園の要件を定める条例（平成27年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号ア(ウ)中「20人」を「15人」に改め、同号ア(エ)中「30人」を「25人」に改める。

（横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）

の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

(横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第4条 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士又は保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条第2項並びに第4条の規定による改正後の横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第30条第2項、第32条

第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。
この場合において、第1条の規定による改正前の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第44条第2項並びに第4条の規定による改正前の横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する職員又は園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の横浜市認定こども園の要件を定める条例第3条第4号ア及び第3条の規定による改正後の横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の横浜市認定こども園の要件を定める条例第3条第4号ア及び第3条の規定による改正前の横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第6条第3項の規定は、なおその効力を有する。

提 案 理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、保育所等における保育士等の配置に関する基準の整備を図るため、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(職員)

第44条 (第1項省略)

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね $\frac{15人}{20人}$ につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね $\frac{25人}{30人}$ につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。

横浜市認定こども園の要件を定める条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(法第3条第1項の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。

(ア) 及び(イ)省略)

- (ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね $\frac{15人}{20人}$ につき1人以上

- (エ) 満4歳以上の子どもおおむね $\frac{25}{30}$ 人につき1人以上
 (イ及び第5号から第11号まで省略)

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（職員の数等）

第6条 （第1項及び第2項省略）

- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね $\frac{25}{30}$ 人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね $\frac{15}{20}$ 人につき1人
（省略）	

（第4項及び第5項省略）

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（職員）

市第3号

第30条 (第1項省略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね $\frac{15人}{20人}$ につき1人

(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね $\frac{25人}{30人}$ につき1人

(第3項及び第4項省略)

(職員)

第32条 (第1項省略)

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね $\frac{15人}{20人}$ につき1人

(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね $\frac{25人}{30人}$ につき1人

(第3項省略)

(職員)

第45条 (第1項省略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下ることはできない。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね $\frac{15人}{20人}$ につき1人

(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね $\frac{25人}{30人}$ につき1人

(第3項省略)

(職員)

第48条 (第1項省略)

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね $\frac{15人}{20人}$ につき1人

(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

- (4) 満4歳以上の児童 おおむね $\frac{25人}{30人}$ につき1人

(第3項省略)